

申請に際してご留意いただきたい点

- 「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会における審査等を経て我が国の申請案件として決定された案件は、ユネスコに提出された後、ユネスコの国際諮問委員会 (IAC: International Advisory Committee) の下に設けられた登録小委員会、次いで国際諮問委員会で審査が行われたうえで、最終的には執行委員会で決定されることとなります。
審査に携わる国際諮問委員会 (登録小委員会を含む) の委員は、世界各地から選ばれていますので、申請書の作成に当たっては、日本国内の視点だけでなく、国際的な視点からも理解できるような具体的な説明、表現となるようご検討ください。
(参考) <https://www.unesco.org/en/memory-world/iac-committee>
- また、国際諮問委員会 (登録小委員会を含む) の現在の委員の多くは、アーカイブズや歴史、美術等の専門家になります。申請書の作成に当たっては、あらかじめ国内・国外の関連する各分野の専門家にご相談いただくなど、専門的な視点からの審査に十分耐えるものとなるよう、ご準備いただくようお願いいたします。
- どの記録物も、申請者や地域にとって重要なものだと思います。その中から、ユネスコにおいて「世界の記憶」として登録されるためには、学術的・客観的な根拠が必要となります。「世界の記憶」の登録要件とされている記録物の完全性、真正性や、世界的重要性等の説明に当たっては、これらの根拠が適切に示されているか十分にご留意ください。
(「真正性」「完全性」「歴史的重要性」等の定義については、ユネスコ「世界の記憶」事業にかかる一般指針 8.3 をご確認ください。)
- なお、国際登録だけでなくアジア・太平洋地域登録の制度もありますので、アジア・太平洋地域における歴史的重要性がある記録物については、地域登録への申請についてもご検討ください。